

役員のための財務税務会社法ニュース

日税 マネジメントレポート

今回のテーマ： 内部統制報告制度の簡素化・明確化

2011年3月30日に金融庁から「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（以下、「基準」）ならびに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（以下、「実施基準」）の改訂が公表されました。

内部統制報告制度は、2008年4月1日以後開始する事業年度から適用されてきましたが、上場企業等から基準・実施基準等の更なる簡素化・明確化等の要望・意見があり改訂となりました。

2010年6月に閣議決定された「新成長戦略」を受けて、とくに中堅・中小上場企業の実態に即した簡素化・明確化等が大きな目的となっています。

改訂の基準・実施基準は、2011年4月1日以後開始する事業年度から適用となります。

《改訂点その1》 企業の創意工夫を活かした監査人の対応の確保

企業の内部統制は環境や事業の特性・規模等によって異なり、企業独自の内部統制手法が存在することから、監査人に対する留意事項が明示されています。

企業の内部統制の評価方法を適切に理解・尊重し、画一的に内部統制手法等を強制しないこと
小規模で簡素な組織構造を有する会社には、経営資源配分上の制約を考慮し、適切な指導的機能を発揮すること

内部統制監査と財務諸表監査を一体となって効果的かつ効率的に実施すること

《改訂点その2》 内部統制の効率的な運用手法を確立するための見直し

企業において可能となる評価方法・手続等の簡素化・明確化

財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点について評価範囲に含めないことができる場合の例示や、一定の条件の下で前年度の評価結果を継続して利用することができることなどが明確化されました。

「重要な欠陥」の判断基準等の明確化

金額的重要性について過去の一定期間の平均値等の使用や特殊要因の除外等が可能であることが明確化され、M & A等により新たにグループ会社に加わった会社等に対する内部統制の評価・監査の方法について例示が行われています。

中堅・中小上場企業に対する評価方法・手続等の簡素化・明確化

小規模で簡素な組織構造を有する会社において、運用状況の評価は各社の状況等に応じ工夫して効率的に実施できること、会社の行った評価結果を内部統制監査にも利用可能であること、様々な社内作成文書を監査人も利用可能であることが明確化されました。

《改訂点その3》 「重要な欠陥」の用語の見直し

内部統制報告書で「重要な欠陥」について記載されていたとしても、ただちに有価証券報告書の内容が適正でないということにはなりません。が、「重要な欠陥」という用語は、企業自体に「欠陥」があるとの誤解を招くおそれがあることから、「開示すべき重要な不備」へと置き換えられました。

お見逃しなく！

- 基準・実施基準の改訂を受けて、2011年3月31日に「内部統制報告制度に関するQ & A」が改訂公表されています。
- 同時に、小規模で簡素な組織構造を有する会社において、経営資源に制約がある中でも内部統制の有効性を保ちながら様々な工夫により効率的に内部統制の評価等が行われていた事例が「内部統制報告制度に関する事例集」として公表されています。